

徳島県情報公開審査会答申第229号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年6月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「平成29年5月25日の農林水産政策課〇〇〇（以下「農林水産政策課職員」という。）が県民の前での業務態度に関する指導の経緯経過が分かる書類（人事課，監察課，農林水産政策課）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年6月19日、実施機関は、本件請求のうち、人事課に係る公文書について「当該公文書を作成しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年6月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月1日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

事件当日の業務報告書が担当課含めてあり、その資料がないのはおかしく、これら嫌がらせ行為と職員に犯罪（業務妨害・器物破損行為）を隠す行為は悪質であり、正に「枉法行為」そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

(1) 審査請求書記載事項の認否

本件事案に係る審査請求書の「職員の犯罪を隠す行為は悪質であり」の記載事実は否認する。

(2) 本件処分内容及び理由

審査請求人から当庁に対し公文書公開請求書記載の申出があったことは事実であるが、当庁においては、当該申出に係る情報共有、事実確認等は口頭によって行っており、当該公文書の作成は行っていない。

また、公文書公開請求については、条例第7条で請求を拒否できる場合が定められており、同条第2号では「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」と定められているが、本件請求については、これに該当するため、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月1日	諮問
令和4年7月7日	審議（第195回審査会）
同 年 8 月 2 日	審議（第196回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求に関しては、本件処分とは別に、農林水産政策課が、対象となる公文書を「業務報告書（平成29年5月25日）対応概要」（以下「農林水産政策課業務報告書」という。）と特定し、平成29年6月19日付け農林第3038号により公文書部分公開決定をしている。

農林水産政策課業務報告書によると、平成29年5月25日、公文書の公開に関する事務の総合窓口である監察課ふれあい交流室（県庁ふれあいセンター内）において、審査請求人への対応に当たった農林水産政策課職員が離席して退室する際、出入口の自動ドアに同職員のノートが当たり大きな音がしたとのことである。

また、審査請求人は、そのことを故意であると捉えたものか、「怒って席を立ち、ドアを叩いた」と主張し、業務報告書の情報公開請求を行うことを予告したとのことである。

これらのことからすると、本件請求に係る公文書は、平成29年5月25日に、農林水産政策課職員が、審査請求人への対応後に離席して退室する際、大きな音を生じさせたこと（以下「本件業務態度」という。）について、同日以降、本件請求が行わ

れた平成29年6月5日までの間に、人事課、監察課及び農林水産政策課が農林水産政策課職員に対して行った指導等の経緯や経過が分かる書類の公開を求めたものと解される。

なお、審査請求人は、農林水産政策課の前記の決定に対しては審査請求を行っていない。

2 本件請求に対する実施機関の決定

実施機関の人事課においては、本件請求に係る公文書公開請求書記載の申出に係る情報共有、事実確認等は口頭によって行っており、請求に係る公文書の作成は行っていないことから、条例第7条各号に定める公開請求を拒否することができる場合のうち、同条第2号に定める「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」に該当するとの理由により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行った。

3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関によると、本件請求に係る公文書公開請求書記載の申出に係る情報共有、事実確認等について、人事課は、口頭によって行っており、本件請求に係る公文書を保有していないとのことであるので、以下、その妥当性について検討する。

(1) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件請求に係る公文書公開請求書に記述する農林水産政策課職員の業務態度が引き起こした結果について、本件事案に係る審査請求書には「職員に犯罪（業務妨害・器物は損行為）」と記述するが、農林水産政策課職員の業務態度により、誰に、どのような業務妨害が及ぼされたのか、また、誰の、何がは損させられたのかについては記述しておらず、審査請求人の主張に照らし、実施機関が本件請求に係る公文書を保有していないことの妥当性を判断することはできない。

(2) 実施機関における公文書の作成に関する規則及び規程について

徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「公文書管理規則」という。）第5条には「次に掲げる場合を除き、原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。ただし、第1号の場合においては、事後に文書を作成しなければならない。」と定めており、同条第1号に「意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合」、同条第2号に「処理に係る事案が軽微なものである場合」と定めている。

また、徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号。以下「県職員服務規程」という。）第35条の2第1項には「所属長は、次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、そのてんまつを文書をもって速やかに人事課長に報告しなければならない。」と定めており、同項第4号に「職員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたとき。」と定めている。

(3) 本件業務態度による損害の発生状況について

本件業務態度に起因して他人に与えた損害及び自動ドアの破損などの物的損害は、これまで確認されていない。

(4) 本件対象文書の作成又は取得について

審査請求人は、農林水産政策課業務報告書に記述する本件業務態度について「怒って席を立ち、ドアを叩いた」と主張している。しかし、前記(1)ないし(3)に照らすと、本件業務態度について、実施機関の農林水産政策課において県職員服務規程第35条の2第1項により文書をもって速やかに人事課長にそのてんまつを報告しなければならない事案であったと判断することはできず、また、公文書管理規則第5条に照らし実施機関に所属する県職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関することを所掌する人事課において、文書を作成して行わなければならない意思決定が行われたはずであると判断することもできない。

したがって、実施機関の人事課において本件対象文書を農林水産政策課から取得し、又は自ら作成したとは認められず、実施機関の主張は不自然・不合理であると認めることはできない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が本件対象文書を作成し、又は取得しているとは認められず、本件対象文書が不存在であるとして公文書の公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	